

訪問看護ステーション Amour

重要事項説明書

1 事業の目的と運営方針

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供する事を目的とします。

- ① 株式会社 Amour が設置する訪問看護ステーション Amour（以下「事業者」という）は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減または悪化防止に資するように、療養上の目標を設定し支援します。
- ② 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

2 事業者（法人）の概要

法人の名称	株式会社 Amour
主たる事務所の所在地	〒260-0813 千葉市中央区生実町 2503 番地 5
代表者（職名・氏名）	代表取締役 内山 竜一
設立年月日	令和3年2月18日
電話番号	043-308-8533

3 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション Amour		
サービスの種類	介護保険法 指定訪問看護・介護予防訪問看護		
	令和3年5月1日 指定	事業所番号	1260191353
サービスの種類	健康保険法 指定訪問看護ステーション		
	令和3年5月1日 指定	事業所番号	019,135,3
事業所所在地	〒260-0813 千葉市中央区生実町 2503 番地 5		
電話番号	043-308-8533（代表） 携帯:080-3431-8533（夜間、緊急時）		
管理者名	栗林 千恵（看護師）		
通常の実施地域	千葉市全域		

4 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし年末年始（12/29 から 1/3）を除く
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
緊急時の対応	身体状況等により必要と判断した場合対応いたします。 なお、電話による相談は 24 時間受付けております。

5 事業所の従業者の体制（令和6年12月1日現在）

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	1人			
訪問看護師	2人	人	4人	人

6 訪問看護の内容

訪問看護の内容は主治医（かかりつけ医）の指示書に基づき、次のサービス提供を行います。主治医に対し、月1回看護計画書・看護報告書を提供いたします。

- ① 療養上の世話
 - ・食事（栄養）の管理、援助 ・排泄の管理、援助 ・清潔の管理、援助
 - ・認知症の看護 ・ターミナルケア
- ② 診療の補助
 - ・褥瘡の処置 ・カテーテル管理等の医療処置
- ③ リハビリテーションに関する事
- ④ 家族支援に関する事
 - ・家族への療養上の指導、相談
 - ・家族の健康管理
 - ・福祉制度の紹介

7 利用料・支払い・キャンセル・交通費

- ① 厚生労働省が定める基準の訪問看護の費用を利用者から受けるものとします。
- ② 利用者は訪問看護ステーション Amour 料金表（別紙）の訪問看護サービスに対する所定の利用料及びサービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。
- ③ 利用料金の支払い方法
 - ・毎月10日前後に前月分の請求書をお渡し（または郵送）いたします。請求月の25日までに下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。
 - （ア）事業者指定口座への振込 ※振込手数料についてはご負担頂きますようお願いいたします。
 - （イ）現金払い
 - （ウ）口座振替 振替日：毎月28日 土日祝日は翌営業日
 翌請求時に領収書を同封してお渡しします。医療費控除の還付請求の際に必要なことがありますので、保管されますようお願いいたします。
- ④ キャンセル料
 - ・利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。ただし利用者様の急な入院等やむを得ない事情がある場合はキャンセル料の請求はありません。

当日午前利用 前日17時までにご連絡をいただいた場合	無料
当日午後利用 当日8時30分までにご連絡いただいた場合	
ご利用の3時間前までにご連絡いただいた場合	当該基本料金の50%
ご利用の3時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の80%
訪問したが、ご本人不在でサービスが提供できなかった場合	当該基本料金の100%

- ⑤ 交通費
 - ・訪問看護ステーション Amour 料金表（別紙）のとおりとする。
 - ・有料駐車場の場合は利用者及びその家族の負担となります。なお、支払については本書の7項目第3項目のとおり請求する事とする。
- ⑥ 死後の処置料は12,000円で保険適応外の実費（税別）となります。

8 秘密保持

- ① 事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者やその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。これは、契約終了後も同様とします。
- ② 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

9 高齢者虐待防止

本事業者は、人権擁護・虐待防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ 職員が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

10 契約の終了

次の場合にサービス終了となります。

- ① 利用者及びその家族は、本事業者に対して、1週間の予告期間において、利用中止の意思表示により、利用者の居宅介護サービス計画に関わらず、本契約に基づくサービスの利用を解除・終了できます。ただし利用者の急変、入院等の場合はこの限りではありません。
- ② 事業者の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を修了させていただく場合があります。その場合は30日前までに文書で通知します。
- ③ その他
 - (1) 次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。
 - ・事業者が、正当な理由なくサービス提供しない場合
 - ・事業者が、守秘義務に反した場合
 - ・事業者が、利用者やその家族に対して社会理念を逸脱する行為を行った場合
 - ・事業者が、倒産した場合
 - (2) その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には解約することができます。
 - (3) 次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただきます。
 - ・利用者及び連帯保証人が正当な理由なく利用料を2か月以上滞納した場合は、事業者は1か月以内の期限を定めて督促し、なおも支払いがない時は契約解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。
 - ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難い背信行為を行った場合。

1 1 苦情・相談窓口

- ① サービスの内容に関する要望・苦情相談及び虐待防止に関する相談窓口
 本事業者の相談・苦情担当窓口（受付時間午前8時30分から午後5時30分まで）
 【苦情等及び虐待防止に関する責任者】
 訪問看護ステーション Amour 管理者 栗林 千恵
 【苦情等及び虐待防止に関する受付担当者】
 株式会社 Amour 代表取締役 内山 竜一
- ② 本事業者以外に、市町村の相談・苦情窓口
 【千葉県国民健康保険団体連合会】
 ・介護保険課 苦情処理係 043-254-7528
 【千葉県保健福祉局高齢障害部介護保険事業課】 043-245-5062
 【その他】 各区保険福祉センター 高齢障害支援課

1 2 衛生管理等

- ① 訪問看護員等の清潔の保持及び衛生状態について、必要な管理を行います。
 ② 事業者の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 3 事故発生時の対応

訪問看護の提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
 また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

1 4 緊急時における対応方法

サービス提供中にご利用者の容態に急変があった場合は、主治医へ連絡し必要な処置を講ずるほか、家族不在時は下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

主治医	医療機関名	
	医師名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡	氏名（続柄）	（ ）
	住所	
	電話番号	

1 5 身分証携行義務

訪問看護職員等は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族からの提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

1 6 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は契約終了後5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 7 その他運営についての注意事項

- ① 本事業者の職員は資質向上を図るための研修の機会を設けます。
- ② 本事業者の職員は年金管理、金銭の貸し借り等の取り扱いは一切行いません。
- ③ 本事業者の職員に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮いたします。
- ④ 駐車場の確保は、利用者及び利用者の家族の方々でのご負担になります。
・有料駐車場の場合の料金は利用者及び利用者のご家族の方々でのご負担になります。
- ⑤ 災害、天災等により訪問が困難な場合は、振替等の対応とさせていただきます。
- ⑥ この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社Amourと管理者の協議に基づいて定めるものとします。

令和3年4月1日 作成
令和3年10月1日 変更
令和4年3月30日 変更
令和5年12月1日 変更
令和6年12月1日 変更

令和 年 月 日

指定訪問看護の開始に当たり、ご利用者に対し重要事項説明書に基づき説明しました。

〈事業者〉株式会社 Amour

〈事業所〉訪問看護ステーション Amour

〈所在地〉 〒260-0813

千葉県千葉市中央区生実町 2503 番地 5

〈説明者〉 栗林 千恵 印

私は本書面により、本事業所から受ける訪問看護の利用に際し、重要事項や加算等の説明を受け、十分に理解を致しました。

利用者

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印

代筆者

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印

〈続柄〉 (_____)